

# 注記（連結会計）

## 重要な会計方針等

### ① 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔平成27年1月総務省〕に定める評価基準及び評価方法による。ただし、地方公営企業会計法が適用される会計については、地方公営企業会計基準による。開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得価額とし、取得価額が不明なものは原則として再調達価額としております。

また開始後については、原則として取得価額とし再評価は行わないこととしております。

### ② 有価証券等の評価基準及び評価方法

#### 【市場価格があるもの】

会計年度末における市場価値をもって貸借対照表価格としております。

#### 【市場価格がないもの】

出資金額をもって貸借対照表価額としております。

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

### ③ 有形固定資産等の減価償却の方法

#### 【有形固定資産（事業用資産、インフラ資産、物品）】

定額法を採用しております。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については定率法によっております。

#### 【無形固定資産】

定額法を採用しております。

### ④ 引当金の計上基準及び算定方法

#### 【徴収不能引当金】

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

#### **【賞与等引当金】**

翌年度 6 月支給予定の期末・勤勉手当及び法定福利費のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

#### **【退職手当引当金】**

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額に、退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を控除した額を加算して計上しています。

### **⑤ リース取引の処理方法**

#### **【ファイナンスリース取引】**

通常の売買取引に係る方法により計上しています。但し、所有権移転外ファイナンスリース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法により計上しています。

#### **【オペレーティングリース取引】**

賃貸借取引に係る方法により計上しています。

### **⑥ その他財務書類作成のための基本となる重要な事項**

消費税等の会計処理については、税込方式によっております。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっております。

## **重要な会計方針の変更**

### **① 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容**

変更はありません。

### **② 表示方法を変更した場合には、その旨**

変更はありません。

## **重要な後発事象**

### **① 重要な業務の改廃**

該当ありません。

### **② 組織・機構の大幅な変更**

該当ありません。

### **③ 地方財政制度の大幅な改正**

該当ありません。

### **④ 重要な災害等の発生**

該当ありません。

### **⑤ その他重要な後発事象**

該当ありません。

## **偶発債務**

会計年度末においては現実の債務ではないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものは、次のとおりです。

### **① 保証債務及び損失補償債務負担の状況**

該当ありません。

### **② 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの**

該当ありません。

### **③ その他主要な偶発債務**

該当ありません。

## 追加情報

### ① 対象範囲(対象とする会計)

#### 【連結会計の対象範囲】

一般会計	和歌山県市町村総合事務組合
土地取得事業費特別会計	紀南学園事務組合
育英奨学金貸与事業費特別会計	東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合
下水道事業費特別会計	那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合
水道事業会計	新宮周辺広域町村圏事務組合
町立温泉病院事業会計	和歌山地方税回収機構
介護認定審査会共同設置事業費特別会計	和歌山県後期高齢者医療広域連合
介護保険事業費特別会計	紀南環境広域施設組合
通所介護事業費特別会計	那智勝浦冷蔵株式会社
勝浦地方卸売市場事業費特別会計	社会福祉法人那智勝浦町社会福祉協議会
国民健康保険事業費特別会計	一般社団法人那智勝浦観光機構
後期高齢者医療事業費特別会計	

### ② 財務書類の表示金額単位

記載金額は千円未満を四捨五入して表示しているため、合計が一致しない場合があります。

### ③ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

該当ありません。